

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年2月26日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大谷 明

1 入札に付する事項

(1) 件名

茨城県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー改定支援業務委託

(2) 委託業務の内容

茨城県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー改定支援業務委託
一般競争入札説明書（以下、「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載してください。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (2) プライバシーマーク取得事業者又は ISO27001 (ISMS 認証) の認証取得業者であること。
- (3) 全国の地方公共団体 (一部事務組合含む) 等が発注する以下のいずれかの業務に対して、業務委託についての受注実績が全国で5件以上ある者であること。
- ・ 情報セキュリティポリシーの策定・改定支援 (実施手順作成も含む)
 - ・ 情報セキュリティ体制整備支援
- (4) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。
- (5) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 292 条において準用する地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
- ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書 (以下「入札説明書等」という。) に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話 029-309-1211

FAX 029-309-1126

(2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

(3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和8年3月10日（火）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和8年3月10日（火）正午まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

ウ 回答方法

提出された質問に対する回答は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載する方法により行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

個別の回答は行わないので留意すること。

(5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の配付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記 3 (3) で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② プライバシーマーク取得事業者又は ISO27001 (ISMS 認証) の認証取得事業者であることを証明できるもの
- ③ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し
- ④ 契約実績証明書
- ⑤ 申出書

(6) 一般競争入札参加資格審査結果

一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和 8 年 3 月 13 日 (金) までに審査結果通知書を発送する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 24 日 (火) 午後 2 時 30 分

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所

(8) 入札の辞退

上記 3 (1) に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則 (平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「財務規則」という。) 第 134 条

第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第161条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ・入札に関する条件に違反した入札
- ・財務規則第139条に規定する事項（入札の公正を害する場合、入札金額が判読不能な場合、その他重大な不備がある場合等）に該当する入札

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第135条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札結果の公表

入札結果は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページ等で公表する。

(7) その他

その他の詳細は、入札説明書等による。

以 上